

二地域居住を加速する「デュアルスクール」推進事業コーディネート・サポート強化業務 仕 様 書

1 事業名

二地域居住を加速する「デュアルスクール」推進事業コーディネート・サポート強化業務

2 目的

徳島県（以下、「県」という。）が取り組む、「二地域居住を加速する『デュアルスクール※』推進事業（以下、「本事業」という。）」のコーディネート及びサポートを強化することにより、地方と都市の交流人口や関係人口の増加による地方創生と少子化への対応、地方と都市の学校を結ぶ教育環境を創造することによって、双方の視点に立った考え方でできる人材を育成するとともに、「二地域居住」や「移住」の促進にもつながる本事業の一層の推進を図る。

※ 取組概要は、県ホームページ掲載の「地方と都市を結ぶ新しい学校のかたち『デュアルスクール』」（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokat/kyoiku/gakkokyoiku/2016080900084>）を参照すること。

3 委託期間

委託契約締結日（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日まで

4 業務内容

次の内容を含む事業計画を策定し、業務を実施すること。

（1）コーディネート業務

ア 県が行う業務の支援

○実施希望家族と県担当者の仲介

- ・本事業の募集窓口として、実施希望家族からの情報の聴き取り
- ・実施希望家族の生活面（交通費・宿泊等）の問合せに対する回答や情報提供
- ・都市部での実施希望家族に対する事業説明や面談（必要に応じて）

○実施期間中の記録

- ・滞在中の学校生活の様子を、必要に応じて取材し、記録として提出すること。

○本事業に関する問合せ等の記録

- ・実施希望だけでなく、本事業に関する一般の方や自治体、マスコミ等からの問合せがあった場合、その内容を記録し、月末ごとに報告すること。（重要なものは随時）

イ 県・市町村・学校と実施希望家族とのコーディネート

○マスコミ対応（取材の申込み窓口及び調整、県・市町村・学校・保護者への情報提供）

○地域・勤務先企業等との情報共有及び調整

ウ 実施希望家族への支援

○県内での滞在場所、保護者の仕事スペース等の情報提供 等

（必要に応じて、各地域の支援団体等と連携し、事業を推進すること。）

○滞在地域の住民等との交流の支援

（必要に応じて、近隣の生活サポート人材への協力依頼 等）

（2）サポート業務

ア 将来的に実施をめざす市町村を対象としたマニュアルの作成

イ 実施に当たってのチェックリストの作成

- 4者（県内受入市町村教委・学校、住所地市町村教委・学校）連絡や準備物確認、担当者会の開催など、必要な項目を記載すること。

ウ 実施に向けての伴走フォロー

- 区域外就学や受け入れに関する調整など、実施に係る相談業務を行うこと。

エ デュアルスクール説明会の企画運営

○市町村や学校など、説明会の対象に合わせた説明会を開催すること。

オ 児童生徒・学校のサポート要員の発掘・育成

カ 実施家族の集客支援

(3) その他、本事業の推進に効果的と思われる提案業務

5 委託契約について

- (1) 採択された事業者は、県と協議の上、改めて県に実施計画書及び見積書を提出し、双方で委託契約を締結し委託業務を実施すること。
- (2) 委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿等を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別し、適正に記録すること。なお、県において必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。
- (3) 受託者は、県及び、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 受託者は、業務遂行に当たり、再委託が必要な場合は事前に書面で県に協議を行うこと。
- (5) 委託業務完了後は、成果報告、収支報告等の実績報告書を提出すること。
- (6) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、県に帰属する。なお、本事業の広報等を行う関係機関には、県から成果品を提供する場合があること。

6 留意事項

- (1) 本業務により取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を遵守し適正に管理し取り扱うこと。
- (2) 本仕様書に明記のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。